

教育委員会会議録

令和4年9月5日（月） 午後2時03分 開会

午後4時17分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員、河野明日香委員

3 出席した職員

横井英行事務局長、栗木晴久学習教育部長、伊藤尚巳教育管理監
加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長、細井徹財務施設課長
坂川智教職員課長、西田勝憲福利課長、上野賢司生涯学習課長
橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長、小林紀彦特別支援教育課長
久保田昌俊保健体育課長、水谷景子ICT教育推進課長、大谷健二教育企画室長
中島幸一高校改革室長、松本明博総務課担当課長、石川陽子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（1）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（2） 令和5年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について

橋本高等学校教育課長が、令和5年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（3） 令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択結果について

水谷義務教育課長が、令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択結果について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

（塩谷委員）

令和4年度と比べて、大きく変わったことはあるか。

（水谷義務教育課長）

教科書の内容、発行者ともに変更はない。

(塩谷委員)

算数や数学は、全ての地区が同じ教科書発行者であるが、例年どおりであるのか。

(水谷義務教育課長)

今回の採択では特に変更はないが、変更される年度もある。

- (4) 令和5年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について
小林特別支援教育課長が、令和5年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (5) 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について
水谷義務教育課長が、令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

今回の調査結果を見ると、特に中学校について改善されてきている印象を受ける。改善されてきた理由、小学校から中学校にかけてレベルが上がってきた理由、今後の全国学力・学習状況調査実施の方向性について知りたい。

(水谷義務教育課長)

改善理由については、分析しづらい部分である。小学校から中学校にかけてレベルが上がってきている点に関しても同様である。ただ、本県が示している「学力・学習状況充実プラン」や「授業アドバイスシート」が活用されつつあると感じられる。今年度においても取組を継続し、改善につなげていければと思う。

本県の特徴の一つに、外国人児童生徒が多いことが挙げられる。外国籍の児童生徒が、小学校教育を受けて徐々に言語能力を身に付け、学習内容を理解したことで、中学校の授業内容についても理解が深まっているということは学校現場から聞いている。

全国学力・学習状況調査の今後の方向性については、今のところ特に大きな変更等の情報は明示されていない。

6 請願

請願第14号 高校部活動顧問による中学生のスカウト禁止を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

夏休みに甲子園が終わったが、ある高校の登録選手18名中17名が県外出身者であることが話題になった。選手自らが希望して入学したのであれば問題ないが、恐らく多くが高校の関係者からの勧誘によって入学したのではないかと考えられる。その高校に限らず、全国の強豪校にはままたるのでは

ないか。実際に私が中学校現場にいた際、県立高校からの勧誘はなかったように感じるが、私立高校からの勧誘は野球部に限らずあった。多くは高校側からチームの監督に声が掛かり、選手の家庭に監督から打診するケースが多いように思うが、高野連の通達では「加盟校側の指導者や関係者が、中学生の家庭訪問などの入部勧誘を行ってはならない。」としており、表向き高校側がスカウトしてはいけないこととなっている。ただ、中学生本人、保護者、高校、中学校にとって大きなデメリットはないため、そのまま実施されていることが現状であると思う。過度なスカウトによって心を乱す子供もおり、また、学校を通さず接触・勧誘しトラブルになることもある。県立高校ではないかもしれないが、私立高校は教育委員会と関係ないからよいという問題でもない。現場のことを考えたときに、県立高校への指導と合わせて私立高校への指導もなされるべきと考える。

(橋本高等学校教育課長)

私立学校を所管している私学振興室にも確認したところ、県から直接事前協議・事前選抜に当たる指導はしていないが、高野連等が厳格に規定している条件下において各学校で適切に行われているだろうとのことであった。今後、私学振興室とも情報共有しながら、適切に対応していきたいと考えている。

請願第15号 高校部活動にかかる部費等の負担の軽減を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

経済格差により、子供たちが部活動をできなくなるということはあってはならない。県立高校の部活動運営にかかる経費は、どのように賄われているか。

(久保田保健体育課長)

県立高校の部活動は、県の予算である学校運営費のほか、学校が全生徒の保護者から集めている生徒会費やPTA会費、部活動ごとに顧問が部員の保護者から集めている費用いわゆる部費によって賄われている。

(塩谷委員)

私の子供は県立高校の部活動に入っていたが、顧問が考慮し、練習試合は近くの高校と行うなど、極力部費は抑えられていたように感じられた。例えば出費が重なるなど家庭が困っている場合に、国や県から支援するような制度はあるのか。

(橋本高等学校教育課長)

教材費や学用品、部活動に必要な用具等のいわゆる授業料以外の部分を対象とした愛知県高等学校等奨学給付金制度があり、支援している。例えば、生活保護を受けている世帯は年32,300円、非課税世帯は全日制高校の場合、一人目は年114,100円、二人目以降は年143,700円を支給され、部活動の費用等に充てることができる。

請願第16号 P T A会費の適切な徴収を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

P T Aへの入会手続等の実態について、本県はどのようなものであるか。その実態をどのように把握しているか。また、P T A活動そのものをどのように考えているか。

(上野生涯学習課長)

県内で統一した入会手続方法は定められていない。県教育委員会では、各学校のP T Aが定める規約・会則により適正に入会手続がなされていると考えている。県教育委員会では、社会教育団体の一つとして県レベルの各P T A団体の育成・支援を行っている。P T Aの情報交換事業に参加して、日頃から情報収集する中で、実態について把握しているというのが現状である。P T Aの方からは入会手続等で特に問題になっているということは聞いていない。また、県教育委員会に対して、時折今回と同じ趣旨の訴え、請願や投書等が寄せられているが、その都度、内容について各P T A団体へきちんと伝えている。

ただ、県教育委員会がそれ以上に実態調査をしたり、P T Aから求めのない事項について指導・助言を与えたりすることは、社会教育法第12条「社会教育関係団体に対して、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。」と規定されている「統制的支配」や「事業への干渉」に該当するため、行っていない。

P T A活動については、学校教育の振興と充実、児童生徒の健全育成に向けた有益な活動がなされていると考える。

請願で求められているようなP T A活動の運営等に対して干渉を加えることは、内部統制への介入に当たるものと考えている。

(岡田委員)

県教育委員会が、事業への干渉に当たるため指導・助言ができないという答弁であったが、P T A活動は飽くまで任意活動であり、脱退・加入拒否があれば拒むことはできないし、基本は自由意思でなければならない、また、会費の返還を求められれば要求に応じることになると思う。ただ、P T A活動そのものが教職員を含めて、保護者が学校を支援し、子供たちの成長を見守っていく組織であることを地道に伝えていく必要がある。

(飯田教育長)

本来自由意思の元で管理され、組織の中で統制がとれているべきである。一方で教育委員会は法律で定められている内容から取扱は慎重でなければならない。

請願第17号 市町村の部活動ガイドラインをインターネット上で公表することを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(河野委員)

請願によると、市町村の部活動指導ガイドラインをインターネット上で公表している市町村は約37パーセントということであるが、そもそも市町村の部活動指導ガイドラインの公表について、何らかの定めがあるのか。県教育委員会のホームページの中に、県内市町村のガイドラインへのリンクを設けることは可能であるのか。

(久保田保健体育課長)

市町村教育委員会は、県教育委員会の部活動指導ガイドラインの趣旨を踏まえて、各市町村の実情を考慮したガイドラインを作成し、所管する学校に示している。部活動指導ガイドラインは、学校に対して部活動運営に関する基準を示したものであり、ガイドラインに沿った部活動の運営方針や活動計画をホームページ等で公表するよう各学校に求めているが、部活動指導ガイドライン自体の公表については特に定めがなく、設置者の判断に委ねられている。

県教育委員会のホームページに、市町村がホームページ上で公開している部活動指導ガイドラインへのリンクを設けることは、技術的には可能である。しかし、部活動指導ガイドラインを始め、各市町村が作成して公表している指針等については、現在インターネットで容易に検索できるため、県教育委員会のホームページにリンクを設ける必要性は高くないのではないかと考える。

請願第18号 WBG T 31℃以上で運動部活動を強行させないことを求める請願
飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(佐々委員)

暑さ指数について、県教育委員会が示している判断基準はあるか。部活動での熱中症対策はどのようになっているか。2点について伺いたい。

(久保田保健体育課長)

県教育委員会では、令和2年7月3日付け通知「熱中症予防に向けた対応について」により、授業・学校行事等における判断と行動の目安として熱中症予防に向けたガイドラインを示し、熱中症予防に努めるよう学校を指導している。各学校では、このガイドラインに従って、暑さ指数WBG Tが31℃以上となった場合には、管理職が、原則として活動内容の変更若しくは中止を検討し、職員に指示することとしている。

部活動も熱中症予防に向けたガイドラインに従って対応することとしているが、暑さ指数が31℃以上のときでも、公式大会が近づいているときなど、練習を行わないことでかえって生徒の健康や安全に悪影響が生じる可能性がある場合には、管理職の判断により、練習中止とはせず、活動場所や練習内容・練習時間を変更して実施することもある。また、その場合は、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、短いインターバルで休憩をとったり、

水分や塩分を十分補給させたりするなどの熱中症対策を行っている。なお、文部科学省からの依頼に基づいて、熱中症事故を防止するためには、活動場所や種類にかかわらず、暑さ指数に基づいて活動中止を判断することが必要である旨を、2学期の開始を控えた8月25日に県内すべての公立学校に向けて発出したところである。

(塩谷委員)

暑さ指数には湿度や風の強さは含まれているのか。

(久保田保健体育課長)

WBGTの暑さ指数は、湿球黒球温度と呼ばれるものであり、湿度にも対応し、体感として暑さを感じられる指数であると理解している。

(塩谷委員)

数値だけに惑わされると判断が難しい。風が1メートル吹けば体感温度が1度下がることもあるため、現場で管理する教員の判断を加味して決めていけばよいと思う。

(飯田教育長)

指数は重みとしてあるが、状況によって体感的に変わるため、現場の責任者が適切な判断をすべきで、判断基準を一律に決めることは無理がある。

請願第19号 中小体連等への加入の意思確認を教職員に対して行うことを求める
請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

中小学校体育連盟は、これまで各種大会の実施、運営を通して運動部活動を支えてきた。その取組は、小中学校の体育・スポーツ活動の推進、小中学生の体力向上に大きく寄与してきた。ただ、大会役員や競技役員の服務について問題を抱えていることは確かである。例えば、大会への生徒の引率については出張扱いとなるが、引率を伴わない大会の運営や役員としての参加については職免扱いあるいは休暇を取っての参加となるのが現状である。万が一事故等が発生した際、公務災害が適用されないなどの問題が生じることとなる。中小体連への加入について、二の足を踏む気持ちが理解できないわけではない。現状、子供たちが練習してきた成果を問うことは大会に参加することで実現され、部活動が基盤になっている限り審判や役員に教員が関わらないことには成立しない。改善すべき点は多くあるが、加盟が学校単位である限り、教職員の自由意思で加入することは現実的でないとする。

(飯田教育長)

中小体連の服務関係、規定を整理することが先決であり、その上で請願に対応することが本来の姿であると思う。中小体連には趣旨を伝え、本来あるべき団体の在り方について制度を整えるべきであることを申し入れる必要がある。

請願第20号 競技団体等の業務や審判資格取得のための学習の時間等を在校等
時間から除外しないことを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

競技団体等の業務や審判資格取得のための学習の時間は、本来の業務に
当たるかどうか線引きが難しいが、この時間を研修ととらえたときに、私は
自己研修に当たると考える。自分は元国語教師であるが、例えば漢字検定を
取得したいと考えたときに本来の業務に関わるかということ非常に難しい。
考え方として、本来の業務に支障が出るかどうか判断基準であると思う。
業務上義務付けられていない自由参加のものであれば、その研修時間は労働
時間に該当しないと考える。

(飯田教育長)

非常に線引きの難しい部分である。業務の中でやらざるを得ない状況も
あるのではないかと思う。引き続き状況を整理しないと解決していかない
部分である。

請願第21号 部活動指導における保護者等からのパワーハラ被害への対応を求める
請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

パワー・ハラスメント自体は非常に大きな社会的課題であり、問題が起きて
いるとしたら速やかに対処しなくてはならないと思うが、学校の中で教職員
同士の関係性によって生じたものと請願のような保護者との関係によって
生じた問題では関係性の整理が必要なのではないか。県教育委員会としては、
パワー・ハラスメント自体をどのようにとらえているのか。もし教員が、
部活動生徒の保護者から、人格を否定されるような暴言を吐かれたり、暴力
を振るわれたりした場合は、どのような対応をとるのか。

(坂川教職員課長)

県教育委員会は、令和2年3月31日付けで「職場におけるパワー・ハラ
スメントの防止とその対応について」を通知している。この通知では、人事
院における「パワー・ハラスメント防止ハンドブック」を引用しており、
パワー・ハラスメントについては、法令上の定義はないが、一般的に職務上
の地位や権限又は職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、
人格と尊厳を侵害する言動を行い、精神的・身体的苦痛を与え、あるいは
職場環境を悪化させることを指すといわれている。教職員課が出している
パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱も、人事院の基準を前提に令和
2年6月1日に施行した。

保護者については、職務上の地位や権限を持つ者ではないため、保護者
から威圧的な言動があったとしても、その行為はパワー・ハラスメントとは

言えないと考えている。

(久保田保健体育課長)

部活動顧問は、保護者との信頼・協力関係を構築し、保護者の協力を得ながら生徒の成長を目指して、部活動を運営することが大切である。一部の保護者が利己的な態度で強く迫ってくることがあったとしても、粘り強く理解が得られるよう努めることが望まれる。

しかし、保護者が常識や社会通念から大きく逸脱したり、顧問の人格を否定するような暴言を吐いたり、暴力を振るったりした場合には、一般社会における場合と同様、管理職に報告の上、学校が一丸となり、スクールロイヤー等と協力しながら組織的に毅然とした対応をとる体制が整っている。

(飯田教育長)

保護者等からの理不尽な意見等はパワー・ハラスメントという概念ではないが、組織として対応するという体制が学校でできており、機能させていくということである。しかし、本来部活動というものは保護者との信頼関係で成り立っており、粘り強く理解をいただくことが基本である。

請願第22号 休憩時間中に部活動指導をさせないことを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

休憩時間に、部活動を実施している学校はどれくらいあるのか。

(坂川教職員課長)

県内の小学校697校のうち205校、義務教育学校は県内の2校のうち2校、中学校では県内300校のうち288校が休憩時間に部活動を実施している。高等学校においては、149校中148校が2回にわけて休憩時間を設定しているが、多くが休憩を昼の時間帯に30分とり、残り15分を午後の部活動時間帯を外して休憩時間としている。

(岡田委員)

本来休憩時間は職務からの解放を意味しており、部活動指導を行う必要はないが、中学校では300校中288校で休憩時間に部活動が行われている。休憩時間中に部活動を行っても自発的な活動扱いとなる。現状として十分な休憩時間を取ることができないため、部活動指導をやむを得ず行わなければならない状況があるとすれば、早急に改善されなければならない。各学校において、休憩時間取得の体制を確保するような働きかけをお願いしたい。

(塩谷委員)

実情として、教員は休憩時間を取ることができているのか。

(坂川教職員課長)

平成28年度に文部科学省が行った教員勤務実態調査によると、1週間当たりの学内勤務時間が60時間以上の場合の平均休憩時間は、小学校で1分、中学校で2分であり、60時間未満の場合の平均休憩時間は、小学校で3分、中学校で6分であった。教員が部活動も含め、例えば小テストの

採点や生徒のノートのチェックなどの仕事に追われ、十分な休憩時間が取れていないという実態があることは認識している。

(塩谷委員)

教員がやらなくてはならない業務は省けないため、省くことができる部分、例えば部活動に関しては改善していかなくてはならない。労働基準法にのっとることが難しい職種は多くあると思うが、教員の1時間の授業の中身の重要性を考えると休憩時間は大きく関わってくると思う。

(飯田教育長)

休憩時間が十分取れていない現状は、働き方改革の面からも改善しなくてはならないことは言うまでもない。休憩を取れる体制を現場とも協議しながら整備していきたい。

請願第23号 教員採用試験の面接で部活動指導に関する質問をしないことを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

教員採用選考試験の口述試験において、どのような質問をしているのか。

(坂川教職員課長)

口述試験の質問としては、願書記載事項についての具体的な内容や、人間性、教員としての適性について、教員を志望した動機や教職の魅力等といった教員像に関する質問、長所・短所や体験談等の受験者の人物像に関する質問をいただいている。

(岡田委員)

昨今の働き方改革で部活動への見方も随分変わってきていると思うが、現状ではまだ学校教育活動の一環として大きな意義・役割を果たしている。そうした部活動に対して、これまでどのように取り組んできたか、現場で指導できる力量があるかを問うことは、そのことだけで採用の可否を決定することはないが、一つの要素としてあっても良いと思う。

請願第24号 在校等時間記録の改ざんを懲戒処分の対象として明示することを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

教員の働き方改革において、現状をつかむ一つの観点として在校等時間の記録が大きな要素を持つてくると考えているが、例えば過去に在校等時間の記録の虚偽に関して懲戒処分を行ったことがあるのか。

改ざん等の問題が起きないようにどういった方針で周知していくのか。

(坂川教職員課長)

過去に、在校等時間の記録を虚偽で申請したということで懲戒処分を行った事例はない。在校等時間の記録については、県立学校に対しては校長

会を、小中学校については市町村教育委員会を通じて、在校等時間の正確な把握及び虚偽の記録がないよう、あらゆる機会を通じて注意を促している。今後も引き続き、在校等時間の記録について周知するとともに、働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていく。

なお、万が一在校等時間の虚偽の申請をした場合、虚偽の記録を残した場合については、懲戒処分の基準の一般サービス関係の中に「虚偽申請」という項目があり、「事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員は、減給又は戒告とする。」と規定されているため、この条文を適用して処分することとなる。
(飯田教育長)

在校等時間を虚偽申請することは、虚偽報告とみなし懲戒処分の対象と明確に記載してあるため、重ねて基準に加える必要はないと考えている。
請願第25号 「ジェンダー教育」についての在り方に関する請願
飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。
[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

家庭教育に関して、県教育委員会としてはどのような取組をしているのか。女性の地位向上に関してどのような認識を持っているのか。また、どのような取組を行っているのか。

(上野生涯学習課長)

家庭教育は、父母その他の保護者が子供に対して行う教育を指している。家庭教育は、教育の出発点であり、子供の豊かな情操や基本的な生活習慣、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養う上で重要な役割を担うものである。

そこで、県教育委員会では、家庭教育に関して、「相談活動」、「学習機会の提供」、「指導者の養成」、「地域活動の推進」、「啓発活動」を5つの基本的な柱として、子育てグループや子育てサークルによるボランティア活動の支援、生涯学習課のホームページや県教育委員会公式ツイッターでの情報発信などの取組を行っている。

女性の地位向上に関する認識については、県教育委員会では、生涯学習社会において、女性がその自発的な学習意欲に基づき豊かな人間性を培うとともに、その資質や能力を向上させ、各種の学習を教育的に高めるための役割を担っている。加えて、男女共同参画社会の形成に関する施策の趣旨を踏まえて、社会教育の立場から、地域の女性教育指導者を育成し、女性が様々な分野への社会参画を果たし、女性の地位向上、男女共同参画社会の実現を図るとともに、地域社会に貢献する力をつけることもその責務であると認識している。そこで、地域で活動する指導者を育成するために、従前から女性教育指導者を養成する研修会を実施してきており、現在は地域コーディネーター等研修会の中にプログラムを組み込んで、引き続き各地域での女性の活躍促進に努めている。

また、地域で様々な活動をする女性や女性団体の、女性が地域社会に参画するための活動を支援している。特に、行政や他団体との連携・協働を期待できる社会教育団体の活動に対しては、積極的に指導・助言を行っている。

(塩谷委員)

仕事柄、言葉の使い方が非常に難しく、発言するときにも、男女平等から逸脱する言葉を使つてはいけないなど、話すことが苦しい時代であると正直なところ思っている。今は男性だから、女性だからと敏感になっているが、一人の人間として「この人は優れた力・技能を持っているからすばらしい。」という考え方を普通に持っていれば、性別に固執する必要はないのではないかと個人的に考える。

日本の昔からあるすばらしいところはそのまま、新しく取り入れていくところは取り入れるという簡単な考え方でよいのではないかと思う。

(岡田委員)

最近子供たちの通学風景を見ていると、ランドセルがカラフルになってきたことを実感する。あるランドセルメーカーの調査によると、「性別による固定観念をなくした方が良い。」と回答した親が8割を超えている。ランドセルの色に限らず、学校現場を見てみると、男女混合名簿やトイレの色別表記の撤廃などジェンダーレスの動きが見られるようになってきた。自宅近くの中学校では、ジェンダーレスの制服として、スカートかスラックス、ネクタイかリボンの組合せを自由に選択できるようにしたようである。きっかけは、性別で決められた制服を着ることがつらいという生徒がいたことである。男女分けがなぜ今までされてきたか考えると、管理がしやすいからという理由が大きいのではないかと思う。男女分けが心の重荷になっている子供が一定数いるということを教員がしっかり認識し、意識を変えていくことが必要であると思う。

一方で、ジェンダーフリーが子供の健全な人格を破壊し、結婚離れを加速させ、家族が崩壊するだけでなく社会の崩壊にも直結するという考え方もあることは確かである。行き過ぎたジェンダー教育はいかかなものかと思うことはあるが、ジェンダーギャップによって苦しんでいる人がいることに目を向けるべきだと思う。

(飯田教育長)

男女の性差は理解した上でなるべくジェンダーレスを目指すということがこれからの世の中である。その中で生きづらさを感じている子供をなくしていくことでしっかりとしたジェンダー社会を作っていく必要があると思っている。

請願第26号 教員が、死亡事故を起こした場合の、処分、対応等についての見直し等を求める請願。

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

教職員の懲戒処分について、県が定める基準に基づいて適正に実施されるということであると思う。ただ、処分基準は各都道府県で差がある。今回の事例について、ある県では免職を含めて停職、減給、またある県では停職・減給とあった。本県では、飲酒運転以外の事故で人を死亡させた場合は、免職、停職又は減給となっている。今回、携帯電話でゲームをしながら運転し、自転車に乗った人をはねて死亡させたということは過失というより故意に近い事例だと思う。例えば夜間に雨の中見通しの悪い交差点で横断歩道を渡っていた歩行者をはねて死亡させた場合と今回の事例ではどう処分に違いがあるのか。遺族感情から考えたときに、今回の処分は妥当なのかと考える人は一定数いると思う。

(坂川教職員課長)

今回の事例については、懲戒処分の基準に基づき、「人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員は、免職、停職又は減給とする。」となっている。請願にある死亡事故に関する事例については、懲戒処分の基準にのっとり、過去の交通死亡事故に対する懲戒処分の状況や道路交通法改正の趣旨を踏まえ総合的に判断した結果、停職4月としたものである。免職とする場合については一概に言えないが、例えば赤信号を無視して交差点に進入し、青信号で横断歩道を歩いていた歩行者をはねて死亡させたなど、幾つか違反事例が重なった場合は免職になる場合もあると考えている。

(塩谷委員)

人としてやってはいけないルール違反をした場合、我々の業界では1年間の出場停止などもある。今回は相手が亡くなられておりその重さを考えることもあるが、今までの盗撮等の処分においても、正直軽いのではないかと思っていた。

(坂川教職員課長)

例えば盗撮の場合、ショッピングセンターやエスカレーターでスマートフォンを差し出し、下着の盗撮を行った場合は停職3月程度となっているが、校内のトイレにカメラを設置したり、授業中にしゃがんでいる生徒の下着の写真を撮ったりと自校生徒に対して盗撮した場合は重く処分しなければならないため停職6月や免職となる事例もある。状況に応じて差違が出ることもある。

(塩谷委員)

懲戒処分の基準を見直すことは考えられないか。

(坂川教職員課長)

懲戒処分の基準について、他県の例や本県知事部局との整合性を見て教育委員会で定めている。知事部局や他県の状況を見ながら検討していく。

7 議案

飯田教育長が各委員に諮り、第25号議案 公立学校長の人事については、人事案件のため、非公開において審議することとした。

第22号議案 教育に関する事務の点検・評価報告書について

大谷教育企画室長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書を県議会に提出し公表する必要があるため請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第23号議案 令和5年度教職員定期人事異動方針について

坂川教職員課長が、令和5年度公立学校教職員定期人事異動を行うに当たって、その基本方針を定めるため請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

「男女を問わず」と記載があるが、個人的な感覚として違和感がある。

あえてこの文言を入れた思いを知りたい。

(坂川教職員課長)

今後も性別に関係なく優秀な方を管理職に登用していきたいということを旨としている。

(佐々委員)

校長、教頭ともに全体的には少ないかもしれないが、女性も多くなってきていると感じる。文言を入れることで、逆に、まだまだ男性が多いという印象を与えるように感じることもあり、質問をした。

(河野委員)

民間感覚という言葉が説明に出てきたが、どういったことを期待しているのか。

(坂川教職員課長)

「民間感覚を備えた」ということは、今までの公立学校教育にとらわれず、幅広く先進的で、枠にとらわれない形で学校経営を進めていただきたいと考えたため、この言葉を入れた。

(岡田委員)

今後定年延長が進められるに当たり、役職定年制が設けられる。校長が役職定年を迎え、教諭となることに対し、最初から教諭でいる方が仕事として継続性がある良いと考える人、管理職になりたがらない人が増えるのではないかと予想される。教頭、校長と授業を行わない期間を経た後、再度教壇に立つという時代が数年後に来ることとなる。今後の課題として、これからの人事異動に組み込んでいく必要があるのではないかと思う。

(坂川教職員課長)

現在も、60歳で定年を迎え、継続して勤務したい管理職職員は基本的に再任用教員として働くこととなるため、大きく変わるわけではないと思って

いる。管理職のなり手がなく、校長の席に穴が空くような事態も考えられるが、その際は特例として役職延長を認め、60歳以上の校長を置くことも考えている。

(飯田教育長)

今回、今の時代に合わせて人事異動方針を整備したが、「男女を問わず」については、管理職における女性の比率がまだまだ低いため、もう少しの間スローガンとして掲げられると思う。民間的な発想については、いろいろな考え方を柔軟に取り入れられる校長でいていただきたいという考えから、今後の異動から反映していく。

第24号議案 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について

坂川教職員課長が、教育職員免許法等の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第25号議案 公立学校長の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題(1)令和4年度教育委員会所管9月補正予算(案)について、協議題(2)職員の定年等に関する条例等の一部改正について、協議題(3)公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について及び協議題(4)愛知県立学校条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において協議することとした。

(1) 令和4年度教育委員会所管9月補正予算(案)について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(2) 職員の定年等に関する条例等の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(3) 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(4) 愛知県立学校条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他
なし

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として佐々委員を指名した。
- (2) 今枝正晴氏から、「ジェンダー教育」についての在り方に関する請願について、宮崎邦彦氏から、教員が、死亡事故を起こした場合の、処分、対応等についての見直し等を求める請願。について口頭陳述したい旨の申出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 2名